

淀川河川敷十三エリアの魅力向上に向けた マーケットサウンディング（市場調査）

説明会

令和3年10月26日（火）
淀川区役所

1 調査の概要

【①実施する背景と主旨】

- 淀川河川敷十三エリアは、阪急京都線・宝塚線・神戸線の3線が交差し、多くの乗降客が利用する阪急十三駅からほど近く、連日、ジョギングや散歩を楽しむ市民が集い、春には土手一面に菜の花が咲き、夏には花火があがるという、都会の中のオアシスといった風情を醸し出しています。
現在、この近くに位置する「もと淀川区役所跡地」では、図書館を核とした、専門学校、住宅、スーパーマーケットを含む新たな目玉スポットとなりうる複合施設の整備が進められています。
- 淀川河川敷十三エリアのさらなる魅力向上の取り組みとして、公共・民間・地域の力を合わせて地域に愛される交流空間をつくり、十三のまちのイメージの変化を住民が喜び、一緒に育てていくことで、十三の一体的な魅力向上、淀川区全体のブランド力向上につなげていきます。
- また、令和2年3月リリースの、新大阪駅周辺地域の20年から30年先を見据えた新しいまちづくりのコンセプトとなる「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域 まちづくり方針の骨格」の中では、「水都大阪らしい淀川を活用した舟運・レジャー施設」の導入が期待されているところです。
- 2025年に開催される万博をも視野に入れつつ、民間事業者の意見を聞きながら、この河川空間をこれまで以上に活用することにより、淀川河川敷十三エリアの魅力向上のための都市空間を創造していきます。

1 調査の概要

【②目的】

阪急十三駅から約600m徒歩7分という立地条件を活かし、人々の注目を集め、人々が集い、にぎわいのある空間として活用することができないか、淀川河川敷十三エリアにおいてどのような事業が展開できるのか、事業の実現性、整備条件、事業者応募の要件についての意向等を把握することを目的としています。

【③調査対象地の概要】

○概ねの調査対象エリア
十三船着き場及び芝生化されたエリアを中心とした河川の区域内

○行き方
阪急電車「十三」駅
徒歩7分
大阪シティバス
「淀川区役所前」
下車徒歩5分



1 調査の概要

④活用コンセプト

「子どもから大人まで多様な人が自然に集い、交流の輪が広がり、人が繋がる河川敷」

- ・にぎわい（食事・交流）
- ・読書
- ・健康・スポーツ
- ・景観
- ・親水空間

- 河川敷の機能アップ
- 十三エリアのブランド向上
- にぎわいづくりや交流促進につながる空間と建物の整備
- 干潟等の自然環境との共存

沿川住民の日常的な利用

現状の魅力



協議会により生み出していく新たな魅力



多様なサービスの提供



楽しみのある空間



水辺のうるおいと交流



多くの人がかつろげる空間



自然との共存



夜景を生かす空間づくり

2 調査対象エリア

- ①堤防の裏のり面
- ②多目的空間
(河川公園)
- ③親水空間
- ④一体的な活用
(上記①～③すべて)
- ⑤その他

【河川ならではの特徴】

②、③では、大雨などが発生した場合（出水時）、すべての設置物の撤去が必要となります。また、①についても、水防活動等のため緊急の必要があるときは、設置物の移動・撤去が必要となる場合があります。

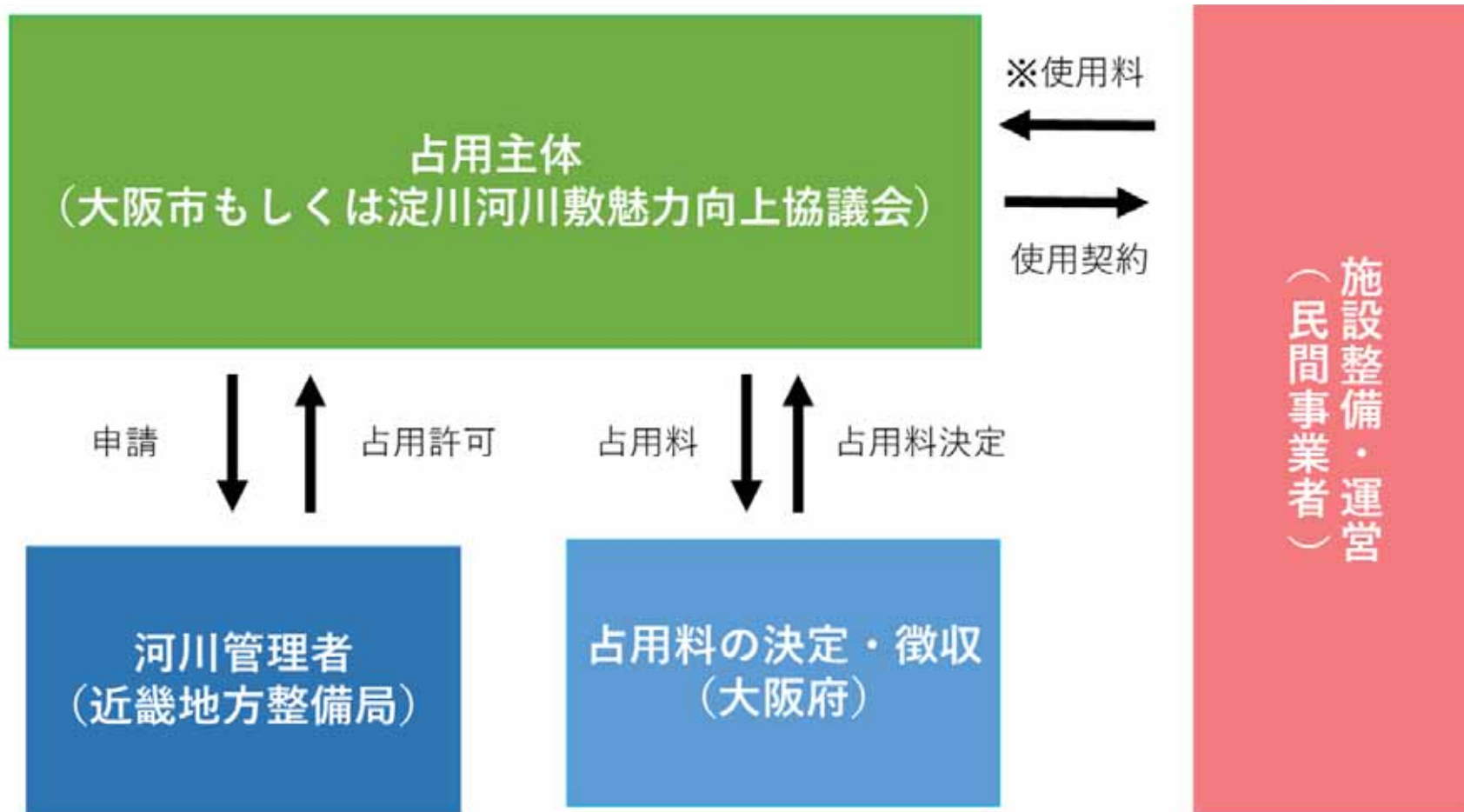
【インフラ 道路地下埋設状況】

引き込み管や人孔等の詳細位置については各埋設企業体にご確認いただく必要があります。

<各エリア>



2 調査対象エリア 事業スキーム（予定）



※施設整備・運営を行う民間事業者が支払う使用料の支払先は大阪市となります。

※多目的空間において、施設設置を行う場合は、都市公園法による占有手続等が発生する場合があります。

※使用料は未定です。

2 調査対象エリア ①堤防の裏のり面

【敷地面積】

60～80m × 3～8 m程度

※上記敷地面積を超える場合は、必要とする敷地面積を提案してください。

【区域】

河川区域

【占用主体】

大阪市もしくは協議会（予定）

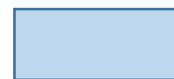
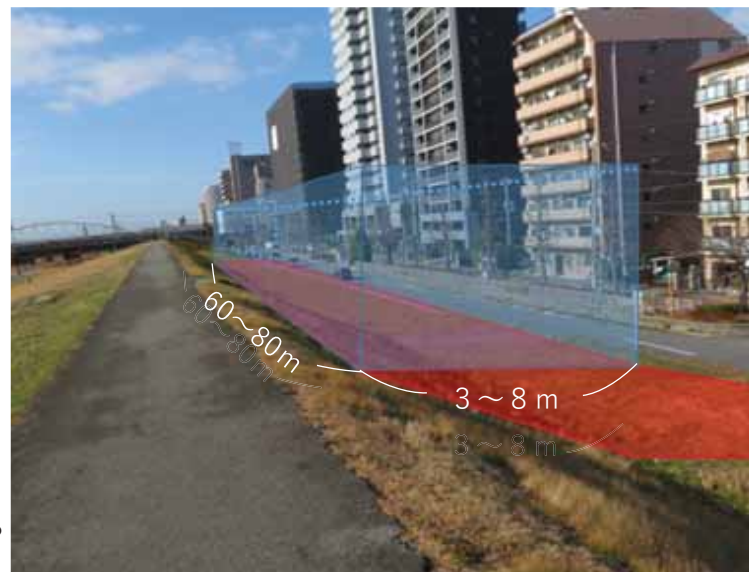
【現時点の整備予定内容】

堤防裏のり面に盛土し、堤防天端の敷地面積を広げる。

【設備】

施設の設置や、電気や給排水等のインフラの整備については、事業者による実施を想定しています。

※整備にあたって課題があるなど、条件付きの提案でも可能とします。



：施設整備



：盛土

【想定される募集案】

- ・ オープンカフェ
- ・ キッチンカーによる販売
- ・ 給水スポット
- ・ ランニングステーション
- ・ サイクリングステーション
- ・ シャワールーム
- ・ トイレ など



2 調査対象エリア ①堤防の裏のり面

【提案していただきたい内容】

○堤防の裏のり面における事業展開の可能性と必要な条件

○市場性の有無

・有する場合、その事業手法及びそのための条件

（例）公募条件、事業期間、設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）、
現地の設備（電気設備、給排水設備など）

・無しの場合、その理由

○沿川住民が日常的に憩いの空間として利用できる空間にするための仕組み・整備

○災害時における撤去方法や課題

○事業実施にあたっての課題

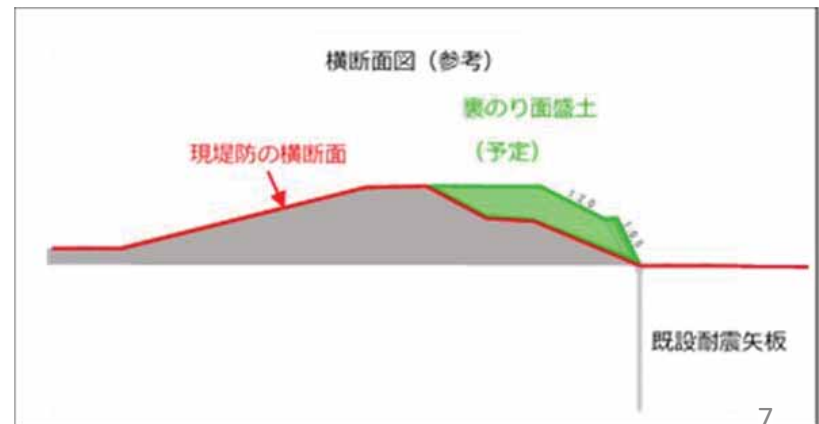
○建築確認の要否

【留意事項】

○ 施設設置の際には、現堤防の横断面に干渉しない構造である必要があります（右図）。

○ 水防活動のため緊急の必要がある時は、設置物の移動・撤去が必要となる場合があります。

○ 堤防の耐荷重により、整備できる施設の規模には限りがあります。



2 調査対象エリア ②多目的空間（河川公園）

【敷地面積】

約60m × 約250m = 15,000㎡

※上記敷地面積を超える場合は必要とする敷地面積を提案してください。

【区域】

都市公園（国営公園）

【占用主体】

淀川河川公園

【現時点の整備予定内容】

芝生化

【設備】

建物の設置や、電気、給排水等のインフラの整備については、事業者による実施を想定しています。

※整備にあたって課題があるなど、条件付きの提案でも可能とします。

【想定される募集案】

- ・ グランピング場
- ・ バーベキュー場
- ・ キャンプ場
- ・ スケート場
- ・ 簡易テント、キッチンカーによる販売
- ・ イベント等の開催 など



※令和3年2月現在の図面であり、今後変更する場合があります。

2 調査対象エリア ②多目的空間（河川公園）

【利用条件】

○災害時に撤去可能であること

<参考>

- ・平成25年度以降に西中島十三野草地区にて閉園指示を行ったのは全8回
- ・内訳：平成25年9月、平成26年7月、平成26年8月、平成26年10月、平成27年7月、平成29年10月、平成30年9月（2回）

【提案していただきたい内容】

○多目的空間（河川公園）を管理運営する場合の活用手法

a. 多目的空間（河川公園）を管理運営する場合

管理運営方法（イベント等の実施方法等）、施設使用料や参加費等の収入の活用方法

b. イベント等事業者の場合

イベントの内容、PRの方法

c. 施設（店舗等）の設置、管理運営をする場合

設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）

○災害時における撤去方法や課題

○事業実施にあたっての課題

2 調査対象エリア ③親水空間

【区域】

河川区域

【占用主体】

大阪市もしくは協議会（予定）

【現時点の整備予定内容】

大阪・関西万博開催までの完成を目指す。

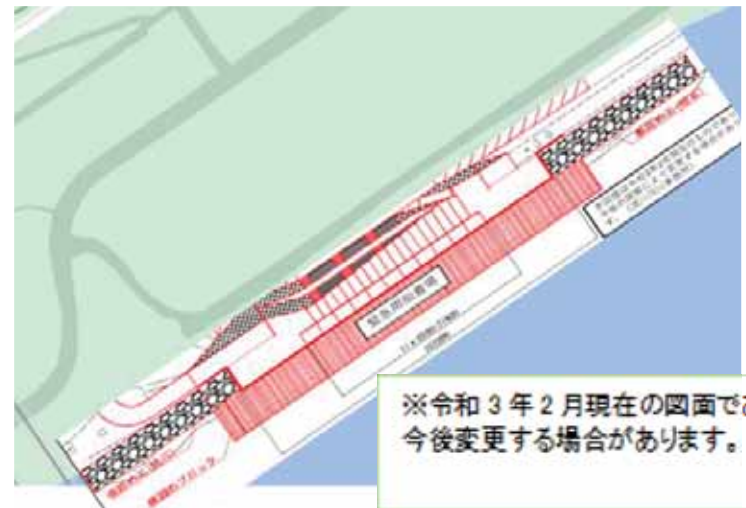
【設備】

電気や給排水等のインフラの整備については、事業者による実施を想定しています。

※整備にあたって課題があるなど、条件付きの提案でも可能とします。

【想定される募集案】

- ・ SUP体験 ・ カヌー体験 ・ ボート体験
- ・ 船着き場を利用した水上アクティビティ



2 調査対象エリア ③親水空間

【利用条件】

- 災害時に船着き場を防災目的に使用できること
- 河川管理者の判断により、船着き場使用の必要性が生じた場合に利用できること
- 災害時に撤去可能であること

現在、例えば、「津波の何時間前までに撤去」というような基準はありませんが、今後、撤去に関する約束事などについて相談させていただくこともあります。

【提案していただきたい内容】

- 親水空間における事業展開の可能性と必要な条件
- 市場性の有無
 - ・有する場合、その事業手法及びそのための条件
(例) 公募条件、事業期間、設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）、
現地の設備（電気設備、給排水設備など）
- 船着き場の使用の有無
- 災害時における撤去方法や課題
- 事業実施にあたっての課題

2 調査対象エリア ④一体的な活用 上記①～③の一体型

上記①～③の個別的な活用方法に加え、淀川河川敷十三エリアを一体的に活用できるアイデアがございましたら、以下の項目についてご提案ください。

【提案していただきたい内容（各エリアの事業連携）】

- 一体活用の可能性とその事業手法及び必要な条件
- 堤防の裏のり面、堤防の表のり面、多目的空間（河川公園）、親水空間の一体活用の可能性の有無
- 可能性を有する場合のその事業手法及びそのための必要な条件

（例）公募条件、事業期間、設置する施設等の概要（コンセプト、用途、規模など）、現地の設備（電気設備、給排水設備など）



堤防の裏のり面



堤防の表のり面



多目的空間
（河川公園）



親水空間

2 調査対象エリア ⑤その他

上記①から④に記載の条件に拘わらず、自由にご提案ください。
提案内容については、事業用地のポテンシャルを最大限発揮するための事業アイデア、事業フレーム、事業公募時の条件設定など、実現性を勘案したうえでご提案ください。

3 スケジュールと今後の進め方

(1) スケジュール

内 容	日 程
済 実施要領の公表	令和3年10月6日(水)
済 事前説明会の参加申込書の提出	令和3年10月13日(水)～15日(金)
事前説明会	令和3年10月26日(火)
質問の提出	令和3年11月5日(金)
質問に対する回答	令和3年11月19日(金)
参加申込書及び提案書の提出	令和3年12月15日(水)
対話の実施	令和4年1月12日(水)～18日(火) 予定
実施結果の公表	令和4年1月末予定

3 スケジュールと今後の進め方

(2) マーケットサウンディングに関する質問

電子メールにより提出してください。

電話・FAXや来訪などによる質問は受付いたしません。

●使用様式：別紙2「淀川河川敷十三エリアの魅力向上に向けたマーケットサウンディングに関する質問書」

●メール件名：「【淀川河川敷】MS質問書」

●提出期限：令和3年11月5日（金）17時30分まで

⇒回答は、令和3年11月19日（金）頃 淀川区役所ホームページに掲載予定

(3) 対話への参加申込・提案書受付

マーケットサウンディングに参加する場合、電子メールにより提出してください。

●使用様式：別紙3「淀川河川敷十三エリアの魅力向上に向けたマーケットサウンディング参加申込書」

別紙4「淀川河川敷十三エリアの魅力向上に向けたマーケットサウンディング提案書」

●メール件名：「【淀川河川敷】参加申込書・提案書」

●受付期間：令和3年12月15日（水）17時30分まで

3 スケジュールと今後の進め方

(4) 対話の実施

●実施期間：令和4年1月12日（水）～18日（火）までの間

なお、実施日時や場所等の詳細は、参加事業者と調整させていただきます。

※対話の方法については、直接の対話に加え、必要に応じてweb会議や電話、メールを利用した書面による質問対話方式等を予定しております。

- 参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に非公開で行います。
- 対話参加する費用（書類作成、参加費用、報酬など）は、参加事業者の負担となります。また、対話参加や結果に対する報酬の提供はありません。
- 対話に参加できる人数は1グループ4名までです。
- 所要時間は1グループ60分以内を目安とします。
- 必要に応じて後日に追加での対話（文書照会含む）を実施させていただくことがあります。

3 スケジュールと今後の進め方

(5) 対話の内容

対話については、以下の内容を予定しています。

「活用コンセプト」「対象エリア毎の特徴」や「利用条件」等を確認いただき、民間事業者のノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案ください。

- ・ 調査対象エリアの課題とポテンシャル
- ・ 提案内容
- ・ 期待される事業効果
- ・ 提案事業を実施するための条件及び課題

(6) 実施結果の公表

- ・ 概要は、大阪市淀川区役所ホームページにて公表します。
- ・ 参加事業者の名称は公表しません。
- ・ 参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

3 スケジュールと今後の進め方

(7) その他留意事項

- 本地域の利活用に関する事業者の公募等が行われた場合、当マーケットサウンディングへの参加実績は優位性を持つものではありません。
- 本調査の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対する対話を実施しない場合があります。
- 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者については、対話の対象として認めません。

4 その他

(1) 問い合わせ先(連絡先)

大阪市淀川区役所政策企画課

住所：〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3-3

電話：06-6308-9405 FAX：06-6885-0534

電子メールアドレス tl0009@city.osaka.lg.jp (ティエルゼロゼロゼロキユウ)

(2) 地域情報等

地域情報については「マップナビおおさか」でご確認ください。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

※なお、当該エリアの3D都市モデルを作成しており、今後整備が予定されている船着場や芝生化などを反映したデータの提供が可能です。必要な場合は、下記連絡先まで問い合わせください。

《連絡先》

大阪市都市計画局計画部都市計画課

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06-6208-7874